

R7.9月～変更

岩沼市 在宅利用について (就労移行支援・就労継続支援)

在宅利用希望者が増加してきている中、効果的な在宅支援が行われる体制づくりを行うため、『就労系サービスの在宅利用に係る届出書』をサービス提供事業所に提出いただくこととしました。

利用者の方が在宅支援を希望する場合は、以下の内容を確認のうえ必要書類の提出をお願いいたします。

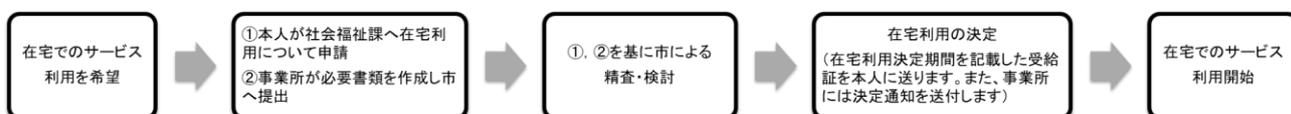
【見直し点】

これまで	サービス提供事業所に運営規定と対象者の個別支援計画を提出してもらい、在宅ワーク利用を決定。
R7.9月～	サービス提供事業所に運営規定、個別支援計画、『就労系サービスの在宅利用に係る届出書』を提出いただく。 届出書の内容を市が精査・検討を行い、在宅サービス利用による支援効果が認められると判断した場合に在宅利用を認める。 決定後、本人・サービス提供事業所・計画相談支援事業所に在宅利用決定通知書を郵送。(本人には在宅利用期間を押印した受給証シールも郵送) ※在宅利用決定期間は負担上限月額適応期間を超えない(最長1年間) ※在宅利用決定期間を超えて在宅利用を希望する場合は、都度『就労系サービスの在宅利用に係る届出書』を提出。 ※運営規定の提出は、変更がなければ1事業所1回の提出で可

【サービス提供事業所にいただくこと】R7.9.1～

① 新規在宅利用希望者 ⇒ 利用に向けた手続きの流れに沿って申請

【利用に向けた手続きの流れ】



② 既に在宅利用している方について

⇒R7.9月～12月にサービス更新の方 ⇒ 終了月の23日まで届出書を作成し、提出。

例) 9月終了月の場合、9月23日まで届出書を社会福祉課へ提出。審査を経て、10月1日からの利用決定。(新しい受給証に在宅利用期間の押印、決定通知書)

⇒上記以外の方 (R8.1月以降にサービス更新)

現在の支給決定期間中は継続して在宅利用可能ですが、**R7年9月30日(火)まで届出書を作成し、社会福祉課へ提出ください。(メール可)**

✉ shougai-f@city.iwanuma.miyagi.jp

届出書を受け、市から在宅支援提供期間を記載した受給者証のシールを本人へ郵送。